



知っていると便利な
Q&A

Q プラ容器の出し方について教えてください。
A：毎月、約300トンのプラスチック製の容器包装が家庭から排出されています。またまたプラスチックの

出し方は理解されていないという方もあるようです。ポイントはお3つ。
① プラマークのあるものを出す。
② 中身を使い切り、落とせる汚れは軽くゆすいで。



燃ごみか、不燃ごみに出してください。資源として活かすためには、一定の基準をクリアすることが大切。きちんと活かして資源に再利用しましょう。

Q 地デジ化が進んでいます。古いテレビはどうですか?
A：古いテレビは、次のいずれかの方法で処理してください。
① 販売店に引き取ってもらう。
② 郵便局でリサイクル料金を支払う後、自分で指定引取場所へ持ち込む。
③ 郵便局でリサイクル料金を支払う後、収集運搬許可業者に運搬を依頼する。
④ 郵便局でリサイクル料金を支払う後、清掃センターに持ち込むか運搬を依頼する。

渡してください。
※①③④の場合は、別途収集運搬料金がかるので確認してください。

【指定引き取り場所は2カ所】

- ◎日本通運(株)長野支店
中央物流センター
長野市大字稲葉字上千田沖329-1
Tel.026-221-6482
- ◎深澤産業(株)
千曲市大字雨宮2060
Tel.026-272-2727

③ 汚れが取れないものは出さない。
注意してほしいのは、プラスチック製のおもちゃやバケツ、歯ブラシなどは容器包装リサイクル法の対象外。一般的に「プラ」と呼んでいるのはPETボトル以外のプラスチック製容器包装です。
容器に食品などの中身が付着したまま回収されると、腐ったり悪臭を出したりして他の容器まで汚してしまいます。選別する人たちが悪臭で困るだけでなく、衛生面でも問題です。また、異物が混入すると選別が大変になり、機械の故障にもつながります。汚れが取れないものは可

▼リサイクル料金
テレビは16型以上が2,835円、15型以下が1,785円、大きさの区分がないメーカーの製品は2,835〜3,795円です。
家電リサイクル法で対象となっているのは、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機です。※郵便局で受け取った「リサイクル券」は廃家電と一緒に取引先・依頼先に

不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄をすると、法律により厳しく罰せられます。
罰則：5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金(または併科)
※法人の場合、罰金3億円以下
また、法律改正により、平成23年4月1日から不法投棄を発見したときは、土地所有者等は知事または市町村長に通報するように努めなければならぬことが定められました。

★不法投棄をしない、させない、許さない
情報提供をお願いします。

ごみ全般に関するお問い合わせは...
24-5035